平成２８年（フ）第２０８９号
横浜市中区本牧宮原１番５―509号
債務者　三ツ井正人
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６９５号
札幌市豊平区平岸６条14丁目４番17号　サニーヒルズ３番館406号室、住民票上の住所札幌市豊平区月寒東３条３丁目３番17号　グリーンズハウス302号
債務者　滝口　慎也
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２９号
埼玉県狭山市富士見１丁目19番２号　プレミール富士見207
債務者　長澤　敏志
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５１号
山形市柏倉２－４、住民票上の住所山形市美畑町13番18号
債務者　加藤　　岳
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１０１号
大阪府吹田市新芦屋下１番28号
債務者　鳥居本聖太
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　　馨正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３１号
札幌市豊平区平岸３条８丁目１番４―614号
債務者　濱崎　敦子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　三輪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６３号
北海道網走郡美幌町字東４条南４丁目16番地の28、前住所札幌市中央区北６条西20丁目２番21―105号
債務者　髙橋沙也加
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１０５０号
さいたま市緑区道祖土２丁目３番17―310号
債務者　藤井　典也
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５９号
埼玉県鴻巣市笠原2751番地
債務者　山崎ゆかり
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９３号
さいたま市緑区東浦和５丁目12番地22　シティハイツ301
債務者　皆川　隆一
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１７号
埼玉県春日部市大沼６丁目125番地５
債務者　引地　善保
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８２１号
千葉県船橋市藤原２丁目６番２棟104号
債務者　増田　和子（旧姓水島）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８２４号
千葉県市川市広尾１丁目４番18―406号（アーバンコート南行徳Ⅱ）
債務者　水上　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４９号
千葉県市川市日之出13番17―504号（プレステージ・市川）
債務者　折笠　　登
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８５０号
千葉県市川市日之出13番17―504号（プレステージ・市川）
債務者　折笠　節子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８５７号
千葉県市川市大野町１丁目402番地１（ウェルシャンＹ201号）
債務者　藤原　修也
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８６５号
千葉県船橋市夏見台６丁目16番13―302号
債務者　菊池　政博
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係